

改正後

現行

(削除)

水巻町いきいき子どもネット運営規則

(目的)

第1条 この規則は水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例(平成13年条例第25号。以下「条例」という。)第5条に規定する水巻町いきいき子どもネットの運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 水巻町いきいき子どもネット(以下「子どもネット」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び児童虐待に陥るとと思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- (2) 未成年者の健全育成のための関係機関との連携による、児童虐待等の早期発見・早期対策のための支援及び援助に関すること。
- (3) 町民の意識向上を図るための啓発に関すること。

(委員)

第3条 条例第5条第3項に規定する各機関等の代表者とは、次のものをいう。

- (1) 保健・医療関係の代表者
 - イ 医師 1名
- (2) 教育関係機関の代表者
 - イ 町内の各小・中学校の校長または教諭 4名
 - ロ 町内の各幼稚園の園長または教諭 3名
- (3) 福祉関係機関の代表者
 - イ 児童相談所の職員 1名
 - ロ 保健福祉環境事務所の職員 1名
 - ハ 町内私立保育所の園長又は保育士 3名
- (4) 司法関係機関の代表者
 - イ 保護司 1名
 - ロ 弁護士 1名
 - ハ 警察官 1名
- (5) 議会・行政職員
 - イ 水巻町議会 3名
 - ロ 健康福祉課長
 - ハ 生涯学習課長
 - ニ いきいきほーる保健師 1名

改正後	現行														
<p>(削除)</p>	<p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 区長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ロ 公民館長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ハ 民生児童委員協議会委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ニ 社会教育委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ホ 主任児童委員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>ヘ 青少年問題協議会委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ト 小・中学校 PTA 委員</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>(会議)</p> <p>第4条 子どもネットは、第2条の業務の目的を達成するために、次の会議を設置する。</p> <p>(1) 地域連絡会議（未成年者の現況に対する認識を深めるための研修の実施及び情報交換を行う）</p> <p>(2) 事例検討会議（具体的事例の迅速な対応及び関係機関との連絡調整を図る）</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第5条 子どもネットの委員は、会議において知り得た事項について、秘密を厳守し、これを他に漏らしてはならない。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の水巻いきいき子どもネット運営規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。</p>	イ 区長	1名	ロ 公民館長	1名	ハ 民生児童委員協議会委員	1名	ニ 社会教育委員	1名	ホ 主任児童委員	3名	ヘ 青少年問題協議会委員	1名	ト 小・中学校 PTA 委員	2名
イ 区長	1名														
ロ 公民館長	1名														
ハ 民生児童委員協議会委員	1名														
ニ 社会教育委員	1名														
ホ 主任児童委員	3名														
ヘ 青少年問題協議会委員	1名														
ト 小・中学校 PTA 委員	2名														